

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者 様

札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課
事業指導担当課長

運営推進会議の開催における会議内容、留意点等について

日頃から、札幌市の介護保険事業に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者（以下「事業者」という。）の皆様方におかれては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 157 条（第 85 条準用）により、運営推進会議を設置し、地域との連携等に努められているものと存じます。

札幌市においても、実地指導等で各事業所における運営推進会議の開催状況を把握し、基準の周知徹底を図っているところではありますが、運営推進会議の構成員（以下、「構成員」という。）の日程調整が難しい等の理由により、おおむね 2 月に 1 回以上の頻度で運営推進会議が開催されていないなど、本来の運営推進会議で求められている目的が果たされていない事業所が見受けられます。

つきましては、下記のとおり、運営推進会議の開催における会議内容、留意点等について通知しますので、適正な運営推進会議を開催されますようお願いいたします。

記

1 運営推進会議の目的

事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員等で構成される運営推進会議をおおむね 2 月に 1 回以上開催し、事業の活動状況を報告し、評価、要望、助言等を受ける機会を設け、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものである。

2 会議内容

(1) 事業者からの報告事項

各種サービスの提供回数等活動状況の報告

（サービス提供の方針、日々の活動内容、入所者の状況、自己評価結果）

(2) 運営推進会議（構成員）による評価等

事業者（サービス内容等）に対する評価

事業者（サービス内容等）に対する要望、助言等

3 運営推進会議テーマ例一覧

別紙のとおり

（ 認知症グループホームにおける運営推進会議ガイドブック
（日本認知症グループホーム協会：独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・
障害者基金」助成事業）

4 運営推進会議における留意点

- (1) 運営推進会議は、おおむね2月に1回以上、開催すること。
- (2) 運営推進会議を事業所行事（避難訓練、講習会等）と同日に開催する場合であっても、事業所行事と区分し、運営推進会議としての位置付けを明確にすること。
事業所行事を運営推進会議として置き換えることは認めない。
- (3) 構成員には、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブ役員、婦人会役員など）、地域包括支援センター職員及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等を含めること。
- (4) 地域包括支援センターの職員は、他の構成員とともに事業者からの活動状況の報告を受け、それを評価し、必要な要望、助言を行うもので、会議の設置、運営は、事業者が主体的に行うこと。
- (5) 運営推進会議を開催した際には、その記録を作成するとともに、当該記録を構成員に対し、運営推進会議の出欠を問わず、配布すること。
- (6) 運営推進会議の記録は、事業者からの活動状況報告だけでなく、構成員からの評価、要望及び助言等を記録し、2年間保存すること。また、地域に開かれたサービスとするために、以下のとおり広く公表すること。

《必ず行うべき公表方法》

事業所内にファイル等で綴り、外部の人に自由に閲覧できるようにする。

《より望ましい公表方法》

すべての利用者家族に対し、運営推進会議の記録を配布する。

事業所のホームページへの掲載や町内会への回覧などで幅広く公表する。

ただし、個人情報の取扱いには十分配慮すること。

運営推進会議 テーマ例一覧

1 グループホーム・事業者について

- ・法人の理念について
- ・通所介護開設について
- ・冬季対策（季節）について
- ・事故報告書について
- ・感染症の予防について
- ・協力医療機関について
- ・同法人の他サービスについて
- ・職員研修について
- ・自己評価、外部評価について
- ・日々の活動報告
- ・入退去について（待機状況含む）
- ・職員体制について
- ・職員の離職について
- ・職員の異動について（引継ぎ等含む）
- ・介護保険制度の説明
- ・年間行事について
- ・毎月の行事について
- ・事業計画、事業報告
- ・法人の新規事業について
- ・法人への苦情について（対応策、改善策含む）
- ・夜勤体制について
- ・夜間の対応について（連絡体制等含む）
- ・倫理綱領について

2 認知症について

- ・認知症キャラバンメイトについて
- ・認知症ケアについて
- ・認知症サポーター養成講座について
- ・認知症についてのQ&A
- ・認知症についての勉強会
- ・認知症についての情報提供
- ・日常生活支援についての勉強会（食事、入浴、外出等）
- ・高齢者のかかりやすい疾患について

3 利用者について

- ・通院状況の説明
- ・投薬について（ミスの防止等含む）
- ・終末期ケア（看取り）について
- ・事故防止について
- ・利用者的一天について
- ・急変時の対応、結果について
- ・健康管理について（重度化含む）
- ・利用者の現状と今後の課題
- ・利用者間のトラブルについて
- ・利用者の金銭管理について
- ・利用者の行方不明時の協力体制についてのお願いと対応方法について

4 家族について

- ・家族からの要望、意見
- ・家族のメンタルヘルスについて

5 地域について

- ・独居高齢者について
- ・地域行事への参加について
- ・地域への相談機能の周知について
- ・保育所、小学校との交流行事について
- ・民生委員、地域住民からの報告、意見、要望
- ・老人会との交流について
- ・外出支援の対応、外出支援の模擬訓練実施報告
- ・総合災害訓練について

6 災害等緊急時について

- ・避難訓練、スプリングラー設置について
- ・避難訓練の結果について
- ・避難訓練の実施と地域の協力体制
- ・非常時について地域への相談
- ・応急措置について
- ・防災マニュアルの検討

7 行政 地域包括支援センター

- ・市町村、地域包括支援センターからの情報提供
- ・市町村、地域包括支援センターからの報告、連絡、相談、要望

8 その他

- ・特に議題を決めない
- ・利用者の情報を地区の駐在所で把握してもらうため
写真付きファイル作成
- ・人権について
- ・成年後見制度について
- ・認知症の寸劇の開催
- ・福祉用具について
- ・訪問看護師からの情報提供
- ・他のグループホームとの情報交換
- ・労働問題について
- ・連絡事項

